

# 身近な都市計画公園の見直し方針 概要版

## はじめに

神戸市では、1971年（昭和46年）に「グリーンコウベ作戦」が始まり、公園整備事業が積極的に進められた結果、公園面積は飛躍的に増えました。その後、2000年（平成12年）には、「神戸市緑の基本計画（グリーンコウベ21プラン）」が策定され、震災復興に関連した公園を中心に着実に整備を進めてきました。

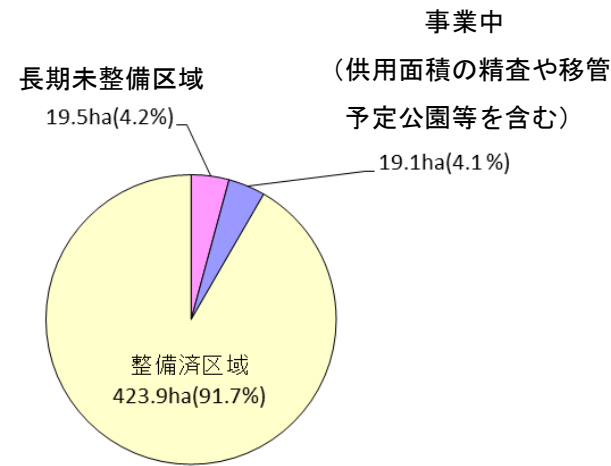
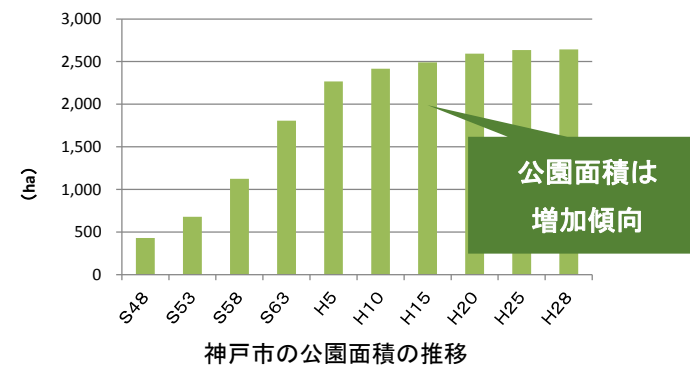
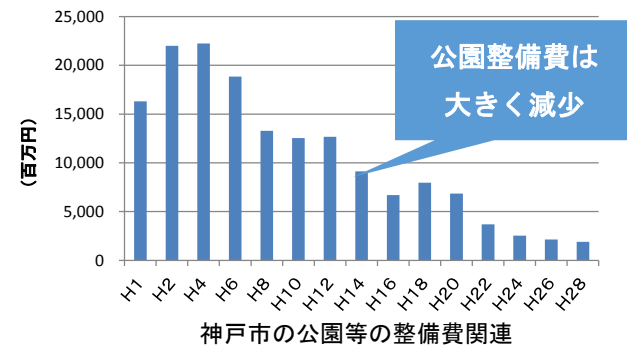
しかし、長期未整備公園については、未だに多数残っており、長期にわたり都市計画による建築制限を課した状態などの問題が生じています。また、都市計画決定した時点と現在では周辺土地利用や人口、市民ニーズ、まちづくりの方向性、神戸市の財政状況などが大きく変化しています。

このような流れを受けて、神戸市は平成28年6月に公園緑地審議会へ「神戸の未来を創造する身近な公園のあり方について」を諮問し、平成29年5月に答申を受けました。その中で長期間にわたって私権を制限している都市計画公園について都市計画の見直しの必要性が示されています。

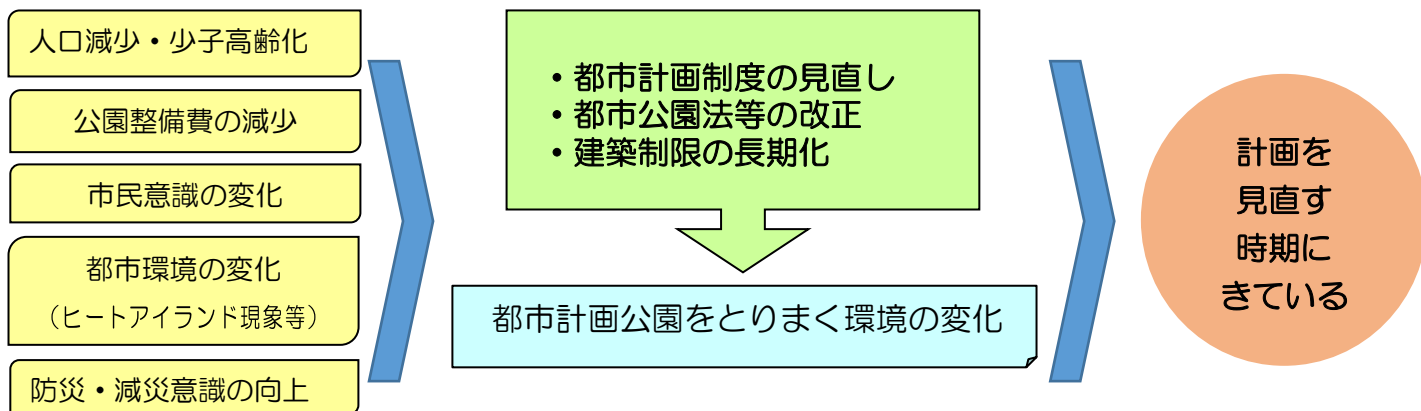
神戸市における長期未整備公園は、街区公園から総合公園まで様々な規模の公園が存在していますが、本方針ではまず市民にとって身近な公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を見直し対象公園として設定しており、身近な公園以外の大規模公園については、別途見直し方針を策定する予定としています。

## 1. 神戸市の身近な公園の現状

- 都市計画公園面積 約462.5ha（467公園）  
（うち整備済み423.9ha（約91.7%））
- 長期未整備区域 19.5ha（約4.2%）  
事業中の区域 19.1ha（約4.1%）

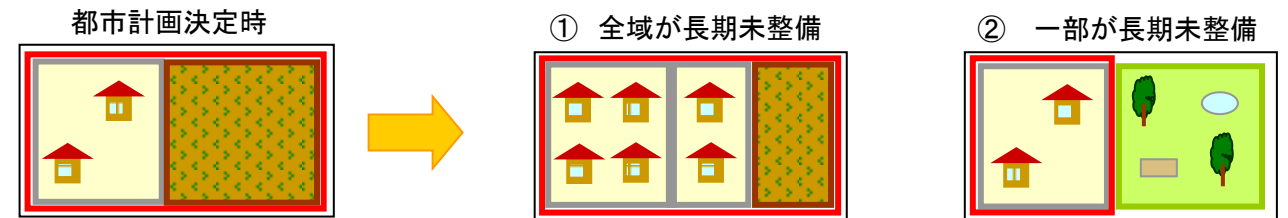


## 2. 背景と課題



## 3. 見直し対象公園

- 長期未整備公園とは  
都市計画決定後長期間にわたり整備できていない区域のある公園で、以下の二つに分類される
  - 都市計画決定区域の全域が未整備の公園
  - 都市計画決定区域内に、買収が必要な民有地や道路等の公共施設が残っており、公園的な整備ができていない区域がある公園



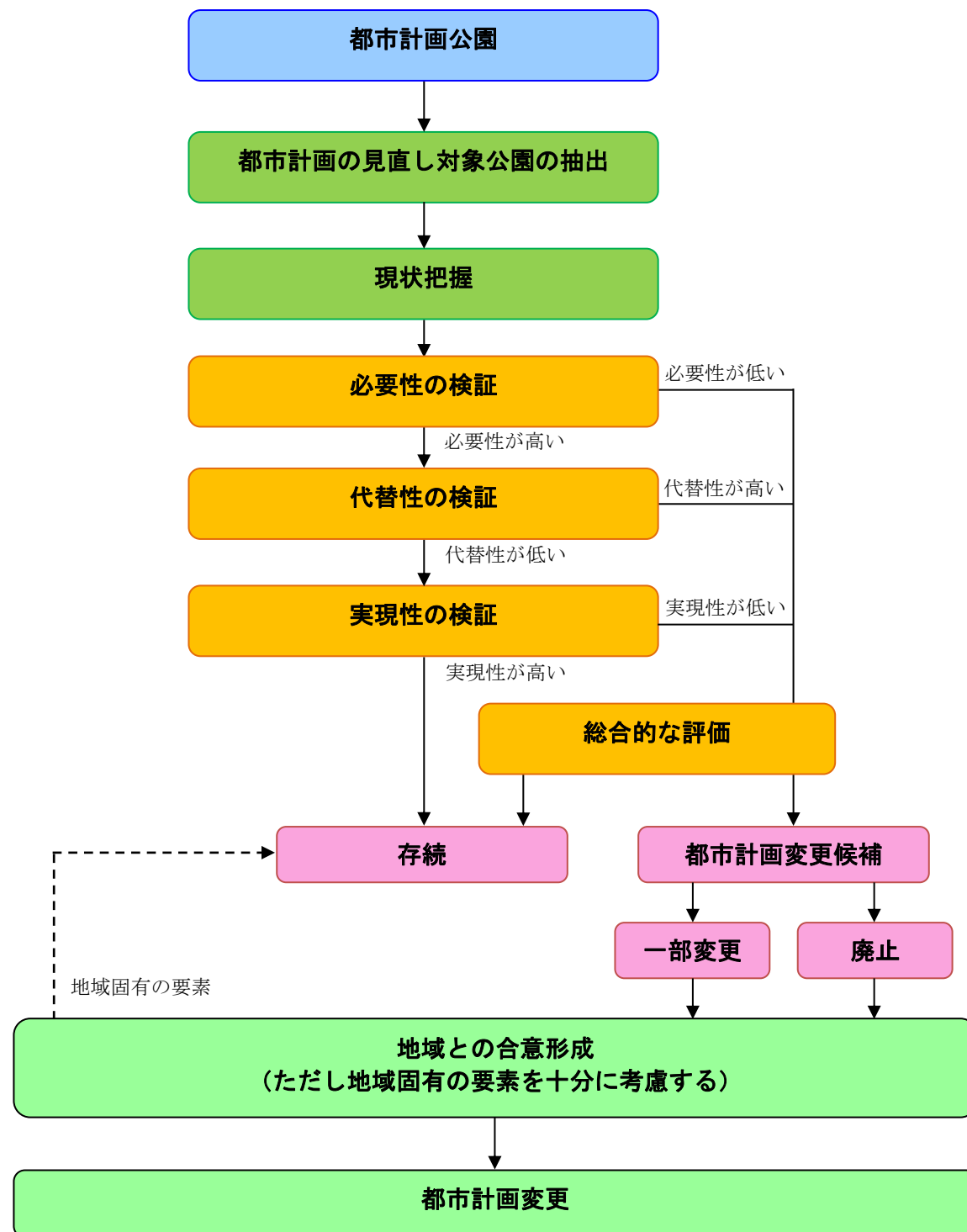
- 本方針の見直し対象公園について  
以下の条件に該当する公園を抽出
  - 神戸市の都市計画公園のうち身近な公園
  - 都市計画決定面積と供用面積に差がある公園のうち、未整備区域が一定面積以上あるもの（事業中のものを除く）
 ※本方針で身近な公園とは、住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）を指す



#### 4. 見直しの基本的な考え方

- 見直しの対象は、身近な都市計画公園のうちで未整備区域を持つ公園、47公園（16ha）とします。
- 都市計画公園の見直しにあたっては、「必要性」「代替性」「実現性」の観点から都市計画変更の必要性を検討します。

<見直しフロー>



・「必要性」「代替性」「実現性」それぞれの評価は以下のとおり行います。

必要性	未整備区域の公園整備が必要とされているかどうか検証を行います。 以下の内容から必要性を評価し、必要性が低い場合は総合的な評価となります。必要性が高い場合は代替性の検証に移ります。 (評価内容) ・上位計画での位置づけ ・公園整備の達成度 ・公園緑地の配置状況
代替性	未整備区域の周辺に公園を代替する機能が十分あるか検証を行います。 以下の内容から代替性を評価し、代替性が高い場合は総合的な評価となります。代替性が低い場合は実現性の検証に移ります。 (評価内容) ・代替となる公園の有無 ・その他代替施設等の有無 ・代替となる緩衝施設等の有無 (河川緑地軸公園)
実現性	公園整備の可能性を検証してその実現性を評価します。 以下の内容から実現性を評価し、実現性が低い場合は総合的な評価となります。実現性が高い場合は都市計画の存続となります。 (評価内容) ・土地利用の状況 ・事業化の目的、その他関連事業の有無

総合的な評価では、以下に記述する指標から総合的に判断し、都市計画決定を存続するか都市計画変更の候補とするかを決定します。

#### ■総合的な評価 <評価指標(例)>

- 未整備区域を整備することによる公園機能の向上 (プラス面)
- 未整備区域が都市公園にならないことについて、環境や景観、公園緑地の充足度などへの影響 (マイナス面)
- 地元からの要望など

#### 5. 今後のスケジュール

